十一の三十二　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の三十二の二　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の三十二の三　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

［十一の三十三～十一の三十四　略］

十一の三十四の二　設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

［十二～五十四の四　略］

五十四の五　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第二項及び第九項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の五の二　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第七項及び第九項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の五の三　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第八項及び第九項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の五の四　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第六項及び第九項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備

五十四の六　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第三項及び第九項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

五十四の六の二　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第四項及び第九項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

五十四の六の三　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第五項及び第九項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

［五十五～八十一　略］

［2　略］

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

［(1)・(2)　略］

十一の三十二　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の三十二の二　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

［新設］

［十一の三十三～十一の三十四　同上］

［新設］

［十二～五十四の四　同上］

五十四の五　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第二項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の五の二　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第六項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の五の三　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第七項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の五の四　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第五項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備

五十四の六　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第三項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

五十四の六の二　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第四項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

［新設］

［五十五～八十一　同上］

［2　同上］

別表第一号　［同上］

一　［同上］

［(1)・(2)　同上］